

説明資料Ver.2.2

随時更新します

令和5年度(補正) 花粉症対策木材利用促進事業



木材のチカラが、
この国の街づくりを変える。

第1章 事業全般

1-1 事業趣旨と概要

スギ花粉症については、その患者数が国民の約4割と推計されるなど社会的に大きな問題となっています。

スギ花粉症対策については、令和5年5月30日に花粉症に関する関係閣僚会議において「発生源対策」、「飛散対策」、「発症・曝露対策」を3本柱とする「花粉症対策の全体像」が取りまとめられ、今後10年を視野に入れた施策も含め、花粉症という社会問題を解決するための道筋が示されました。

また、令和5年10月11日に同会議において、「花粉症対策の全体像」に基づき、初期の段階から集中的に実施すべき対応について、「花粉症対策初期集中対応パッケージ」が取りまとめられました。

この「花粉症対策の全体像」及び「花粉症対策初期集中対応パッケージ」では、発生源対策のうちスギ材の需要拡大に向けた施策の一つとして、住宅分野におけるスギ材への転換促進を掲げており、この着実な実行に取り組んでいくことが必要です。

住宅分野におけるスギ材への転換に当たっては、特に住宅の躯体に利用される木材において、品質・性能の確かな部材であるスギJAS構造材等の利用を図っていくことが必要です。

この際、住宅を建築する事業者においては、スギ製品を構造材として利用する設計への変更に伴う構造安全性の検証や、スギ製品の調達に係る調整(調達先の変更や調達先との協議)に加え、これらの取組の内容や花粉症対策としてスギ製品を利用する意義に関する建築主への説明などを行うことが重要となります。

本事業は、中小工務店等がこのような住宅分野においてスギ製品の利用を図るための取組を行う場合に、それに必要な経費の一部を支援するものです。

1-2 本事業の対象

本事業では、花粉症対策として住宅分野においてスギJAS構造材等(以下「スギ製品」という。)の利用を図るための取組(以下「**利用事業**」という。)を行う中小工務店等に対して支援します。

公募対象	
利用事業の内容	公募対象とする利用事業の内容は、 木造戸建住宅の新築に際して実施する次の(1)から(4)とします。 (1) スギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性の検証 (2) スギ製品の調達に係る調整 (3) (1)若しくは(2)又はその両方、及びスギ製品を利用する意義についての建築主への説明 (4) スギ製品の利用に伴う施工時の工夫
対象者	利用事業を実施する施工者
対象物件	木造の一戸建ての住宅(用途番号08010)及び住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの(用途番号08060) 用途番号とは、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)別記様式 別紙の表の用途の区分に対応する記号をいう。
要件	本事業による助成を受けることができる利用事業者は、次の(1)及び(2)を満たすものとします。 (1) 本要領の公表日以降に、次の(2)を満たす木造戸建住宅について、本表上述の利用事業の内容のうち(1)から(3)までの全部、及び該当する場合にあっては(4)を実施すること (2) 公募要領第3に定める利用事業を、次の①又は②を満たす木造戸建住宅の新築に際して実施すること。 なお、スギ製品の材積は公募要領別添3に定める方法により計算すること ① 利用事業を実施する木造戸建住宅毎に、次の工法別の式によって計算される材積以上のスギ製品を利用していること ア 在来軸組工法の場合: 木造部分の延床面積(m²) × 0.081m³/m² イ 枠組壁工法の場合 : 木造部分の延床面積(m²) × 0.094m³/m² ウ 丸太組工法又はCLTを利用した工法の場合は、アを適用する ② 利用事業を実施する木造戸建住宅毎に、柱、土台等、横架材、羽柄材及び面材として利用される木材製品の材積に対するスギ製品の材積の割合が、公募要領第8の登録を申請した日から遡って1年以内に新築した木造戸建住宅の標準的な例から10ポイント以上増加していること

登録申請の上限	利用事業の登録は、事業主単位で行うものとし、登録は事業主当たり1件に限りできるものとします。法人又は個人の事業者が複数の事業又は事業所を営んでいる場合であっても、当該事業者を一事業主とします。
その他	<p>助成金額は、本表上述の要件を満たす木造戸建住宅のうち、建て方が完了した5戸までを算定対象とし、その戸数に700,000円を乗じた金額とします。</p> <p>ただし、算定対象とした木造戸建住宅について、それぞれの木造部分の延床面積(m²)に7,500円を乗じた金額が700,000円より小さい場合、その金額と700,000円との差額から1,000円未満の金額を切り上げた金額を助成金額から減額します。</p>

(補足説明)

1 対象物件について

提示している用途番号は、建築確認申請用ですが、建築確認申請が不要な建築工事届による申請の場合は、申請する木造戸建住宅の用途が一户建ての住宅(用途番号08010)又は住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの(用途番号08060)のいずれかに該当するものは、対象物件となり得ます。

2 要件(2)①について

(2)①の工法別の式は、木造戸建住宅に利用されたと認められる総木材利用量(木造戸建住宅の延床面積に工法別の延床面積当たりの木材使用量を乗じた値)に、工法別に定められたスギ製品の利用が図られたと認められる割合を乗じたものとなっています。

本事業で扱う用語及び定義は以下のとおりとします。

1 スギ製品

スギ材が全部又は一部に利用された木材製品であって、柱、土台等、横架材、羽柄材又は面材に利用されるもの。

2 戸建住宅

一戸建ての住宅(用途番号08010)及び住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの(用途番号08060)。なお、用途番号とは、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)別記様式 別紙の表の用途の区分に対応する記号。

3 木造戸建住宅

戸建住宅のうち木造のもの。

4 利用事業者

公募要領第8の登録を行った上で利用事業を実施する事業者。

5 地域木材団体

公募要領別添1に定める団体。

1-3 スケジュール

利用事業

交付すべき助成金の額については、応募状況に応じて、一部減額※して確定する場合があります。

※ 令和5年度の他事業では、事業申請額総額が助成額を上回ったため、交付決定額の確定に当たり、交付申請額の査定額（万円未満を切り捨て）×0.84（注：確定に当たり、万円未満を四捨五入）で算出した額を交付決定額として、交付決定通知書により通知しました。

1 申請に係る登録期間（事業へのエントリー）＜公募要領第8＞

受付期間 令和6年7月29日～令和6年8月2日17時（必着）

※郵送分は地域木材団体に、メール（様式第1号のファイル）は全木連に必着

地域木材団体：公募要領別添1の、利用事業者の本店又は主たる事務所が

所在する都道府県の地域木材団体となります

メール：info@sugi-kafun.jp

2 助成金交付申請締切（利用事業の取組に応じた助成金の申請）＜公募要領第11＞

受付期間 交付申請書で報告する木造戸建住宅の建て方が完了した日から起算して1か月を経過した日又は令和6年11月29日（金）のいずれか早い日の17時まで（必着）

※郵送分は地域木材団体に、メール（様式第5号のExcelファイルに限る。PDFは不可）は全木連に必着

ファイルの提出にあたり、ファイル名として利用事業No.及び会社名を入力してください。

例：K6〇〇-×××赤坂工務店㈱

1-4 対象事業者

利用事業の対象となる事業者は、次の(1)から(9)の全ての要件を満たす事業者とします。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づき建築工事業又は大工工事業の許可を受けた者であること
- (2) 公募要領第3の利用事業において新築する木造戸建住宅の施工者として予定されている者、又は施工者として予定されている者から利用事業に申請する権利の委譲を受けた施工者であること
- (3) 年間の戸建住宅の供給戸数が300戸以下である者であること
- (4) 公募要領別添2に定める事業内容を理解し、かつ利用事業に関する具体的計画とそれを的確に実施できる能力を有する者であること
- (5) 利用事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること

- (6) 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと
- (7) 過去3か年度内に、全木連が実施した林野庁所管事業補助金において、公募要領第15の交付決定の取消し等に相当する補助金の返還命令を受けた者でないこと
- (8) 自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者ではないこと
- (9) インターネットに接続されたパソコンやタブレット等により、本事業のウェブサイトの閲覧及び本事業の申請に必要な書類のダウンロード等を行うことができる環境を有する者であること

1-5 他の補助事業との併用

他の補助事業との併用については、以下のとおりです。

利用事業者は、利用事業を実施し、助成金の交付申請を行う年度において、
助成金の算定対象とした木造戸建住宅について、
本事業以外に、国、地方公共団体、その他の公的機関が実施する事業であって、戸建住宅の建築時に木材を利用することやその利用量に基づき補助や助成を行う事業（以下「他の事業」という。）を実施し、補助や助成を受ける場合は、本事業の助成を受けることはできません。ただし、他の事業が以下のいずれかに該当する場合はその限りではありません。

- (1) 補助や助成の金額の全額を建築主（売買契約による住宅の場合は買主）に還元することが規定されている場合
- (2) 地方公共団体及びその他の公的機関（以下「補助事業実施機関」という。）が実施する補助や助成であって、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金（地方交付税交付金、森林環境譲与税を除く。）が含まれていないことを、本事業に申請する事業者が全木連に提出した補助事業実施機関の資料等により確認できる場合

第2章 申請の流れ フロー図

凡例: 事業申請者が作成する書類 全木連による通知 地域木材団体による通知



建て方開始、建て方完了

- 設計に係る構造安全性検証等
- スギ製品の調達に係る取決め、発注
- 指定確認検査機関等に、建築確認申請 又は 建築工事届の提出

登録申請(様式第1号)外
地域木材団体への提出

申請受付書(様式第3号)
事業申請者に送付

結果通知書(様式第4号)
審査結果を事業申請者に送付

一部事業者を対象に
現地確認を実施

交付申請書(様式第5号)外
提出

※要件を満たさない場合は、不採択通知(様式第7号)
交付決定通知(様式第6号)送付

※交付決定通知受領後、
交付請求書(様式第8号)提出

助成金の支払い

第3章 登録申請・交付申請

3-1 申請上の注意点

- 1 公募要領第5にあるとおり、同第3に定める利用事業の内容のうち(1)から(3)までの全部、及び該当する場合にあっては(4)に関して、同要領の公表日の前日までに着手した取組について助成を申請された場合は、助成できません。
従いまして、建築確認申請又は建築工事届を同要領の公表日の前日までに実施された場合も、助成できません。
- 2 花粉症対策木材利用促進事業登録結果通知書(様式第4号)の施行日前に建て方完了した場合は、助成できません。
- 3 スギ製品の調達に係る取決めをした日の前日までにスギ製品の発注を行った場合は、助成できません。

- 4 交付申請で報告する木造戸建住宅において、**スギ製品を使用したことが分かる荷受け写真及び施工状態がわかる写真の提出がない場合は、助成できません。**

- 5 1から4までは例であり、他にも登録申請や交付申請がなされなかったり、公募要領で申請者に求めている書類の郵送やメールの提出がない場合、あるいは事務局から申請者に書類の不備を期限を切って連絡したにもかかわらず、修正後の書類が期限までに提出されなかった場合などは、**助成できません。**

■登録申請時の提出物(郵送提出先、メール提出先及び締切等はP.6参照)

- ① 花粉症対策木材利用促進事業登録申請書(様式第1号)
 - ② 花粉症対策木材利用促進事業登録申請書付属資料(様式第1号別添)
 - ③ 花粉症対策木材利用促進事業に係る誓約及び同意書(様式第2号)
 - ④ 登録申請書における「スギ製品の利用状況」で報告した、登録を申請した日から遡って1年以内に新築した木造戸建て住宅の標準的な例におけるスギ製品の利用状況を確認できる資料
 - ・標準的な例(1件)・施工物件の納品書(鑑と全ての内訳明細書一式)
 - ・標準的な例(1件)・施工物件の図面(スギ製品の有無がわかるもの)
 - ⑤ 建築工事業又は大工工事業の建設業許可通知書の写し
- ※ 登録申請者と施工者として予定されている者が異なる場合
- ⇒ 施工者として予定されている者から利用事業に申請する権利の委譲を受けた者が申請をする場合には、権利の委譲を受けたことがわかる委譲書

3-2 申請時の留意点 構造検証

スギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性の検証

スギ製品を使用した構造安全性の検証については、交付申請時に下記の①～⑥のいずれかを選び、かがみとともに、提出してください。

- ① 許容応力度計算の計算結果
- ② 「新しい壁量等の基準(案)に対応した表計算ツール(案)」の計算結果での検証
 - ・柱は、主なスギ柱についての検証書類、また、検証を行った図面に該当する部材をマーキングし、提出してください。
- ③ 木材関係団体等が作成した「スギのスパン表」の断面寸法の確認の結果
 - ・横架材(梁等)は、注力した、スパン条件のスギ横架材(梁等)についての検証書類、また、検証を行った図面に該当する部材をマーキングし、提出してください。
- ④ 柱、架構 検討を行ったプレカット工場 の「プレカット承認依頼書」
 - ・プレカット承認依頼書(柱、架構 検討を行ったプレカット工場 のプレカット図)を確認して、設計監理者が、スギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性の検証を行い、承認したとわかる書類(施工者が承認の場合、設計監理者の署名も加筆してください。)
- ⑤ 木造の横架材梁せいスパンの計算結果(一定の条件を入力し、スパン計算を行う、計算ソフト等)
- ⑥ 上記と同等のもの のいずれかの写し

3-2 申請時の留意点 構造検証

スギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性の検証

※枠組壁工法については、

- ① 許容応力度計算の計算結果
- ②' たて枠(スギ)を使用した壁面の計算結果
- ③' 枠組壁工法用の「スギのスパン表」の断面寸法 確認の結果
- ⑥ 上記と同等のもの のいずれかの写し

※丸太組工法、CLTを利用した工法については、

- ① 許容応力度計算の結果
- ⑥ 上記と同等のもの のいずれかの写し

※ 工法別 検証方法

在来軸組工法	枠組壁工法	丸太組工法又は、 CLTを利用した工法
①	①	①
② + ③	②' + ③'	
② + ⑤		
④		
⑥	⑥	⑥

3-2 申請時の留意点 構造検証

スギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性の検証

「新しい壁量等の基準(案)に対応した計算ツール(案)」

※作成日の記載及び設計監理者の署名が必要です。

新しい壁量等の基準(案)に対応した表計算ツール(案) (平屋建て用) (在来軸組工法用) ver.1.3

作成日	物件名			
設計者	登録番号	登録業	氏名	
建築士事務所名	事務所	登録番号	知事	登録業

※使い方：線の枠に必要事項を入力するとオレンジの枠に結果が出力されます。

1. 階の床面積に集する数値(単位 cm²/m²) (令第46条第4項)

項目	入力欄	入力の注意点等
1階階高(m)		土台上端～梁上端までの距離
標準せん断力係数C ₁	0.2	軟弱地盤の指定がある場合は0.3(不明な場合は特定行政庁に確認) (ここでは小屋裏面積は含めなくともよい。)
1階床面積(m ²)		
屋根の仕様	プルダウン選択	
外壁の仕様	プルダウン選択	
太陽光発電設備等(N/m ²)		太陽光発電設備等の質量を任意入力したい場合は、「あり(任意入力)」をプルダウン選択し、右欄(緑)にその質量を入力する。 設備等の質量(kg)
天井断熱材(N/m ²)		断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をプルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。 密度(kg/m ³) 厚さ(mm)
外壁断熱材(N/m ²)		断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をプルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。異なる断熱材を重ねて使用する場合には2段に分けて記載する。 密度(kg/m ³) 厚さ(mm)

※1: 固定荷重・積載荷重の扱扱は [こちら](#)。
※2: 屋根面積に対しての均し荷重として算定される。

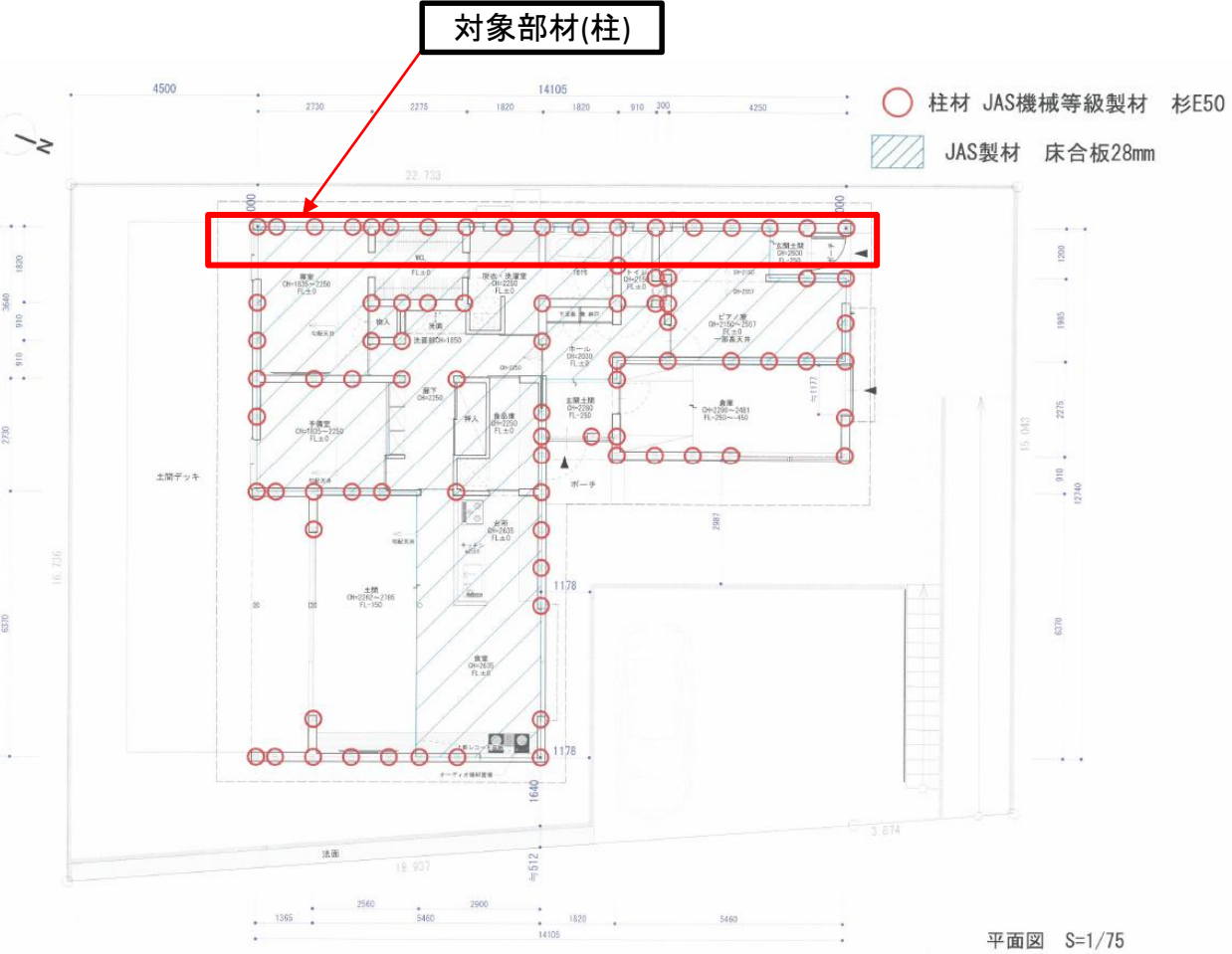
出力結果	【階の床面積に集する数値】	1階
単	(方法①)	

2. 柱の小径(令第43条第1項、第6項)
2-1~2-3の3とおりの算定方法があります。
採用する算定方法のタイトル欄のチェックボックスに☑をご記入ください。

2-1 算定式と有効縦長比より柱の小径を求める場合
算定方法における前提条件と注意事項は [こちら](#)。

階	出力結果	
	d_c/l ^{※3}	柱の小径 d_c ^{※4} (mm以上)
1階		

※3: 柱の必要小径 d_c /横梁材間距離/
※4: すぎ、無等級材(平成12年建設省告示第1452号第6号)を前提として算定。解説・注意事項は [こちら](#)。



3-2 申請時の留意点 構造検証

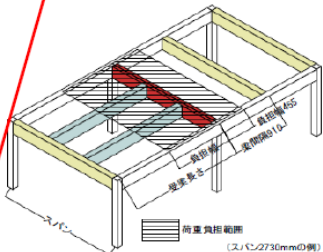
スギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性の検証

スギのスパン表

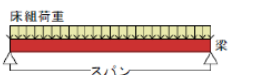
木材関係団体が作成した「スギのスパン表」の断面寸法の確認

申請建物で検証した条件のスパン長さ、梁幅、梁せい、梁強度(無等級、E○○)等にマーキングを行う

床梁2	内部・一般部	片側から梁を受ける床梁
適用条件		
樹種	奈良県産スギ	
基準寸法	910, 1000mm	
建物仕様	-	
垂直積雪量	-	
屋根勾配	3/10~5/10	
断面欠損	大入れ蟻掛け片側、端部	



設計荷重 (N/m ²)				
荷重	床組	外壁	小間組	軒庇
等分布	○			
長期	2100	1400		
短期	2100	1400		



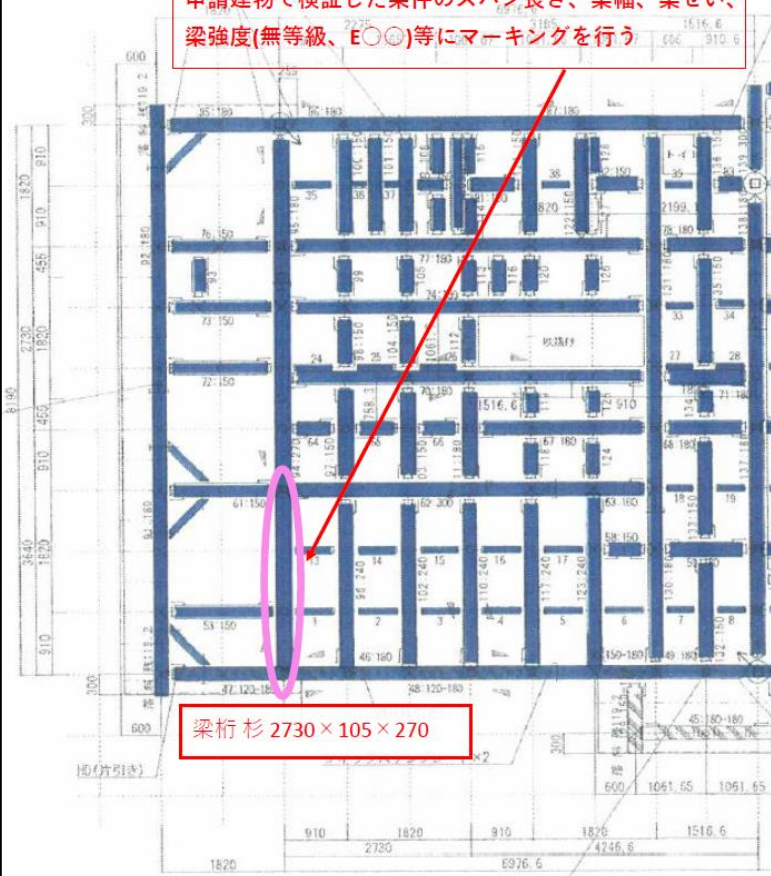
床梁2	断面欠損	建物仕様	垂直積雪量	基準寸法							
内部・一般部	片側、端部	-	-	910mm							
条件											
スパン (mm)	受梁長さ (mm)	必要な最小の梁せい (mm)									
		スギ					ベイマツ				
		無等級	E70	E90	E110	無等級	無等級	E70	E90	E110	無等級
1820	1820	135	120	120	105	120	135	120	120	120	120
2730	2730	150	135	135	120	135	150	135	120	120	135
	2640	160	150	135	135	150	150	135	135	120	150
	1820	210	180	180	180	180	180	180	180	150	180
2730	2730	240	210	180	180	210	210	210	180	180	180
	3640	240	210	210	210	240	240	210	210	180	210
	1820	240	240	240	210	240	240	240	210	210	210
3640	2730	300	270	240	240	270	270	270	240	240	240
	3640	330	300	270	270	300	300	270	270	240	270
	1820	300	300	300	270	270	300	300	270	270	270
	2730	360	330	300	300	330	330	330	300	270	300
	3640	390	360	330	330	360	360	360	330	300	330

梁せいの決定要因 たわみ 曲げ 多次形
太字:スギ無等級より梁せいが小さくなる条件、-:390mmを超える条件

※作成日の記載及び設計監理者の署名が必要です。

対象部材伏図(梁)

申請建物で検証した条件のスパン長さ、梁幅、梁せい、梁強度(無等級、E○○)等にマーキングを行う



対象部材 納品書(梁)

部材の納品書確認

〇〇年〇月〇日

納品書

〇〇〇工務店 属

〇〇〇〇木材

〇〇県〇〇市25-1

下記の通り納品致します
※本品は合法木材です

部材品名	等級	厚	巾	長さ	数量	材種	単位	単価	金額	説明書
土台 桧(KD)	特一	105	105	4,000	33	1,453	本			
梁桁 杉(KD)	特一	105	105	3,000	1	0,073	本			
梁桁 杉(KD)	特一	105	150	4,000	22	1,380	本			
梁桁 杉(KD)	特一	105	180	3,000	7	0,368	本			
梁桁 杉(KD)	特一	106	180	4,000	12	0,907	本			
梁桁 杉(KD)	特一	105	180	5,000	8	0,750	本			
梁桁 杉(KD)	特一	105	180	6,000	7	0,793	本			
梁桁 杉(KD)	特一	105	210	3,000	1	0,062	本			
梁桁 杉(KD)	特一	105	240	3,000	8	0,504	本			
梁桁 杉(KD)	特一	105	240	5,000	2	0,250	本			
梁桁 杉(KD)	特一	105	270	6,000	1	0,170	本			
梁桁 杉(KD)	特一	105	300	3,000	1	0,220	本			
梁桁 杉(KD)	特一	105	330	4,000	5	0,830	本			
母屋 杉(KD)	特一	105	105	4,000	27	1,190	本			
母屋 杉(KD)	特一	105	120	3,000	3	0,134	本			
母屋 杉(KD)	特一	105	120	4,000	1	0,094	本			
通柱 桧(KD)	特一	120	120	6,000	3	0,259	本			
管柱 桧(KD)	北軽	120	120	3,000	3	0,129	本			
管柱 桧(KD)	特一	105	105	3,000	106	3,506	本			
特殊柱 桧(KD)	特一	105	195	4,000	2	0,082	本			
小壁束 杉(KD)	特一	105	105	4,000	22	0,902	本			
火打梁 桧(KD)	特一	90	90	3,000	9	0,218	本			
垂木 杉(KD)	特一	45	60	3,000	19	0,153	本			
垂木 杉(KD)	特一	45	60	4,000	21	0,228	本			
垂木 杉(KD)	特一	45	60	5,000	37	0,425	本			
垂木 杉(KD)	特一	45	60	5,000	1	0,013	本			
垂木 杉(KD)	特一	45	60	6,000	4	0,064	本			

申請建物で検証した条件のスパン長さ、梁幅、梁せい、梁強度(無等級、E○○)等にマーキングを行う

3-2 申請時の留意点 構造検証

スギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性の検証

柱、架構 検討を行った プレカット工場の「プレカット承認依頼書」

※作成日の記載及び設計監理者の署名が必要です。

プレカット承認依頼書(プレカット図)を確認して、承認したとわかる書類

設計監理でプレカット図をチェックして可否を決定する

3-3 登録申請手続きの流れ1 | 登録申請書のファイルを取得する。



- ① 公式サイトへアクセスし、「花粉症対策木材利用促進事業」を選択する

公式サイトURL：<https://sugi-kafun.jp/index.php>



※一部、実際の画面内容と異なる場合があります。

3-3 同手続きの流れ2 | 登録申請書のファイルを取得する。

②「花粉症対策木材利用促進事業」のページから、公募要領等を確認した後、申請書類の登録申請書の  をクリックした後、画面右上の  をクリックしてダウンロードする。



② 次にここをクリックして、表示されたファイルをクリック！

花粉症対策木材利用促進支援事業

当該HPに記載している事項のほか、公募要領、説明資料、Q & Aをよく読んで理解した上で、申請願います。

公募要領及び説明資料



① 最初にクリック！

申請書類

申請の種類	提出書類		ダウンロード	提出先			説明
	様式No.	書類名等		全木造	地域木材団体の共同ファーム	その他	
	様式第1号	11-01_【様式】花粉症対策木材利用促進事業登録申請書		アップロード	印刷物も郵送		1 ファイルを印刷して、郵送願います。 2 併せて、Excelファイルのままメールも提出願います。 3 この提出は当然、ファイル名として会社名も入力の上、提出願います。 例：株式会社製造機max
	様式第1号	11-02_【様式】花粉症対策木材利用促進事業登録申請書付属資料		同上	同上		
	様式第2号	11-03_【様式】花粉症対策木材利用促進事業に係る誓約及び同意書		同上	同上		

※一部、実際の画面内容と異なる場合があります。

3-3 同手続きの流れ3 | 登録申請書に入力する。

③公募要領等を確認の上、入力又はプルダウンで選択します。

様式第1号

令和 年 月 日

花粉症対策木材利用促進事業登録申請書 (スギ製品の利用状況等の報告)

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 様

※記載時の留意点
薄橙色のセルを記入ください。
青色のセルは自動計算になります。

会社名	
住所	
代表者名	

花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領の第8の1に基づき、利用事業の登録を申請します。

1 提出者の概要

法人番号			
郵便番号	〒	-	
住所			
担当者の所属・氏名			
担当者連絡先			
電話番号		メールアドレス	
会社連絡先 ※担当者が代わってもつながる連絡先。			
電話番号		メールアドレス	
主な営業地域			
主に建築する木造戸建住宅の用途			
主に使用する木造戸建住宅の工法			
年間戸建住宅供給実績[戸数] (※1)		住宅設計の自社取組の有無	

※1 年間戸建住宅供給実績について 年次(令和5(2023)年1月から12月まで)の実績を計上すること。

令和5年次の実績を入力します。

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

年月日を入力します。

会社名、住所、代表者名を入力します。

事業担当者が所属する会社の下記の情報を入力します。

- ・法人番号
- ・郵便番号
- ・住所(都道府県及び市区郡以下の地番まで)
- ・担当者の所属・氏名
- ・担当者連絡先としての電話番号、メールアドレス
- ・担当者が代わっても連絡可能な電話番号、メールアドレス

主な営業地域について、都道府県名、より広域な場合は地方名(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州)を入力(複数可)します。海外は不要です。

用途をプルダウンから選択します。

工法をプルダウンから選択します。

自社で住宅設計を取り組んでいるかをプルダウンから選択します。

3-3 同手続きの流れ4 | 登録申請書に入力する。

④公募要領等を確認の上、入力又はプルダウンで選択します。

2 利用事業を実施する予定の木造戸建住宅

公募要領第5の助成要件を満たし、助成金額の算定対象とするもの（5戸まで）

No.	住宅名	所在地
1		
2		
3		
4		
5		

住宅名には、建築物の名称又は工事名、所在地には、住所（都道府県及び市区郡以下の地番まで）を入力します。

3 実施する利用事業の内容

上記2に記載した木造戸建住宅の新築に際して実施する予定の利用事業の内容（以下（1）から（3）は必須、（4）は任意）

利用事業の内容	
<input type="checkbox"/>	（1）スギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性の検証
<input type="checkbox"/>	（2）スギ製品の調達に係る調整
<input type="checkbox"/>	（3）（1）若しくは（2）又はその両方、及びスギ製品を利用する意義についての建築主への説明
<input type="checkbox"/>	（4）スギ製品の利用に伴う施工時の工夫

該当する利用事業の内容をチェックします。
（1）から（3）までの全てにチェックがない場合は不採択となります。

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-3 同手続きの流れ5 | 登録申請書に入力する。

⑤公募要領等を確認の上、プルダウンで選択します。

4 スギ製品の利用状況

利用事業の登録申請日から遡って1年以内に新築した木造戸建住宅の標準的な例におけるスギ製品の利用状況

	対象部材（※3）				
	柱	土台等	横架材	羽柄材	面材
スギ製品の利用状況（※2）					
（うちJAS構造材）					

※2： 当該事例においてスギ製品（及びこのうちJAS構造材）を利用している部材について「○」を選択すること。また、スギ製品を利用したことがわかる資料（納品書又は出荷証明書の内訳明細及び当該事例の図面等）を併せて提出すること。

※3： ここで対象とする部材は、それぞれ以下のとおりとする。

「柱」は、建築物の管柱、通し柱等の垂直方向に設置する構造材（間柱は除く。）をいう。枠組壁工法の場合、縦枠をいう。

「土台等」は、建築物の土台、大引、母屋及び棟木をいう。

「横架材」は、建築物の梁、桁、床梁、胴差、小屋梁等の水平方向又は水平成分を有する方向に設置する構造材（土台等を除く。）をいう。枠組壁工法の場合、床根太、頭つなぎ及び上下枠を含める。丸太組工法の場合、壁を設ける際に、水平に積み上げる製材等を含める。

「羽柄材」は、建築物の間柱、筋かい、根太、胴縁、垂木、貫等の構造材以外の部材をいう。

「面材」は、建築物の床、壁、屋根等に用いる板状の部材をいう。

①当該事例において、上段にスギ製品、下段にJAS構造材に関して、利用している部材があれば「○」を選択します。

②スギ製品を利用したことがわかる資料（納品書又は出荷証明書の内訳明細及び当該事例の図面等）を併せて提出します。

③JAS構造材とは、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき制定された日本農林規格（以下「JAS」という。）の「製材（JAS 1083）」のうち機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材、「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材（JAS 0600）」、「直交集成板（JAS 3079）」、「集成材（JAS 1152）」のうち構造用集成材、「単板積層材（JAS 0701）」のうち構造用単板積層材、「合板（JAS 0233）」のうち構造用合板及び「構造用パネル（JAS 0360）」として格付が行われた木材製品及び「保存処理材」をいいます。

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-3 同手続きの流れ6 | 登録申請書に入力する。

⑥公募要領等を確認の上、入力又はプルダウンで選択します。

5 スギ製品継続利用計画

利用事業が完了する年度（令和6年度）から起算して3年間（※4）におけるスギ製品の利用計画

スギ製品を利用する新築の木造戸建住宅				
年	令和6(2024)年	令和7(2025)年	令和8(2026)年	計
見通し[戸数]				

スギ製品の利用計画	対象部材（※5）				
	柱	土台等	横架材	羽柄材	面材
スギ製品の利用状況 (上記4から自動入力)					
（うちJAS構造材）					
令和6(2024)年 利用計画					
（うちJAS構造材）					
令和7(2025)年 利用計画					
（うちJAS構造材）					
令和8(2026)年 利用計画					
（うちJAS構造材）					

※4： 令和6(2024)年については、利用事業を実施する予定の木造戸建住宅について記載すること。
令和7(2025)年及び令和8(2026)年については、各年の1月から12月までの期間における見通しを記載すること。

※5： 上記4の※3を参照。

令和6年（暦年）、同7年（暦年）、同8年（暦年）におけるスギ製品を利用する新築の木造戸建住宅戸数を入力します。

水色のセルは自動表示につき、入力不要です。
この扱いは、当該ファイル内では同様です。

当該事例において、上段にスギ製品、下段にJAS構造材に関して、利用している部材があれば「○」を選択します。

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-3 同手続きの流れ7 | 登録申請書付属資料に入力する。

⑦公募要領等を確認の上、入力又はチェックします。

様式第1号別添	
花粉症対策木材利用促進事業登録申請書付属資料	
要記入・選択箇所 <input type="checkbox"/>	
1. 利用事業No.	申請時空欄（登録申請受付後に決定します。）
2. 申請会社名	
3. 申請の要件を満たす確認情報等	
公募要領第4（本事業の対象となる事業者の要件）関係	
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき建築工事業又は大工工事業の許可を受けた者であること	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(2) 公募要領第3の利用事業において新築する木造戸建住宅の施工者として予定されている者、又は施工者として予定されている者から利用事業に申請する権利の委譲を受けた施工者であること	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(3) 年間の戸建住宅の供給戸数が300戸以下である者であること	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(4) 公募要領別添2に定める事業を理解し、かつ利用事業に関する具体的計画とそれを的確に実施できる能力を有する者であること	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(5) 利用事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(6) 公正取引委員会から、「独占禁止法」に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(7) 過去3か年度内に、全木連が実施した林野庁所管事業補助金において、第15の交付決定の取消し等に相当する補助金の返還命令を受けた者でないこと	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(8) 自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者ではないこと	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(9) インターネットに接続されたパソコンやタブレット等により、本事業のウェブサイトの閲覧及び本事業の申請に必要な書類のダウンロード等を行うことができる環境を有する者であること	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
公募要領第15（交付決定の取消し等）関係	
(10) 花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領の第15の1（1）から（5）に掲げる理由に基づき交付決定の取消しを受けた場合は、利用事業者名及び取消しに係る内容が公表される場合があることを承諾します。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4. 算定対象の木造戸建住宅（複数戸該当する場合は最も遅い住宅を対象）の建て方完了予定月	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 旬ころ <input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下

会社名を入力します。

(1)から(10)に該当する場合は「はい」、該当しない場合は「いいえ」にチェックを入れます。
 (1)から(10)のいずれかの「いいえ」にチェックがある場合は、不採択となります。

算定対象の木造戸建住宅の建て方完了予定月を入力します。
 なお、当該住宅が複数戸ある場合は、建て方完了の予定が最も遅い住宅の建て方完了予定月を入力します。

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-3 同手続きの流れ8 | 誓約及び同意書を入力する。

⑧公募要領等を確認の上、入力又はチェックします。

様式第2号

令和 年 月 日

年月日を入力します。

花粉症対策木材利用促進事業に係る誓約及び同意書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 様

※記載上の留意点

以下の条件を満たさなければ、利用事業者として登録されません。

- ・1又は2のいずれかが「はい」になること
- ・3から8まではすべて「はい」になること

(申請者の名称及び代表者氏名)

会社名：

代表者名：

※押印不要ですが、署名願います。

代表者が代表者名を署名します。
なお、記名押印でも可としますが、押印見直しの観点から、署名に協力願います。

1. 申請者は、令和6年度において、花粉症対策木材利用促進事業以外に、国、地方公共団体又は、その他の公的機関が実施する事業であって、戸建住宅の建築時に木材を利用することやその利用量に基づき補助や助成を行う事業（以下「他の事業」という。）を実施し、その補助や助成を受けていません。今後、受ける予定もありません。

もし、他の事業による補助や助成を受けた場合には、速やかに全国木材組合連合会（以下「全木連」という。）に報告します。

- ①他の事業による補助や助成を受けておらず、今後受ける予定もない場合は右にチェック
- ②他の事業による補助や助成を受けていないが、今後受ける予定がある場合は右にチェック
- ③他の事業による補助や助成を受けている場合は右にチェック

1. を理解した上で、①～③のうち該当するものにチェックを入れます。

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-3 同手続きの流れ9 | 誓約及び同意書に入力する。

⑨公募要領等を確認の上、入力又はチェックします。

(1で②又は③にチェックした申請者は回答して下さい)

2. 申請者が補助や助成を受けている又は受ける予定のある他の事業は、以下(1)又は(2)のいずれかに該当します。

(1) 補助や助成の金額の全額を建築主(売買契約による住宅の場合は買主)に還元することが規定されている。

(2) 地方公共団体及びその他の公的機関が実施する補助や助成であって、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金(地方交付税交付金、森林環境譲与税を除く。)が含まれていない。

「はい」の場合は右にチェック

2. の(1)又は(2)いずれかに該当する場合は、「はい」にチェックを入れます。

申請者が補助や助成を受けている又は受ける予定のある他の事業の名称及び実施機関を記載して下さい。

事業名:

事業の実施機関:

該当ある場合は、事業名及び事業の実施機関を記入します。

※当該事業が(1)に該当する場合、補助や助成の金額の全額を申請者から建築主(売買契約による住宅の場合は買主)に還元することが規定されていることを示す当該事業の実施機関の資料を添付すること。

※当該事業が(2)に該当する場合、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金(地方交付税交付金、森林環境譲与税を除く。)が含まれていないことを示す当該事業の実施機関の資料を添付すること。

※(1)又は(2)のいずれにも該当しない場合は本事業に申請できません。

3. 1に反して、他の事業による補助や助成(2の(1)又は(2)に該当する場合は除く。)を受けたことが判明した場合は、交付決定の取り消し又は補助金の返還となることを理解しました。

「はい」の場合は右にチェック

3. を理解した場合は、「はい」にチェックを入れます。

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-3 同手続きの流れ10 | 誓約及び同意書に入力する。

⑨公募要領等を確認の上、チェックします。

4. 利用事業は国の助成金であり、花粉症対策として住宅分野においてスギ・A S 構造材等の利用を図るための取組を進めるものであることを理解しました。

「はい」の場合は右にチェック

4. を理解した場合は、「はい」にチェックを入れます。

5. 申請者が花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領（以下「公募要領」という。）第11の2により報告する利用事業の内容及び第14により報告するスギ製品継続利用計画の実施状況について、全木連及び林野庁が、無償で活用し公表できることを理解しました。

※申請者が建築する木造戸建住宅の建築主が特定できるような情報についてはその限りではありません。

「はい」の場合は右にチェック

5. を理解した場合は、「はい」にチェックを入れます。

6. 全木連が必要に応じて、利用事業を実施して新築する木造戸建住宅について、施工中又は工事完了時に現地確認することに同意します。

「はい」の場合は右にチェック

6. に同意する場合は、「はい」にチェックを入れます。

7. 交付する助成金の金額は、応募状況に応じて、減額して確定する場合があることを理解しました。

「はい」の場合は右にチェック

7. を理解した場合は、「はい」にチェックを入れます。

8. 公募要領第15により、全木連から「助成金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずる」ことがあることを理解しました。

特に、以下の場合に助成金の返還が生じることを理解しました。

①利用事業が完了した年度から起算して3年間、公募要領第14の継続利用報告書を第14で定めた期日までに提出しなかった場合

②継続利用報告書において、継続してスギ製品が利用されていない等、当該スギ製品継続利用計画が遵守されていないと認められ、及び特段の事由が認められない場合

「はい」の場合は右にチェック

①又は②に該当することになった場合は助成金の返還があることを含め、8. を理解した場合は、「はい」にチェックを入れます。

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-4 登録・交付申請：提出図面（凡例）

■凡例マーカー

凡例マーカーは、スギ製品利用箇所下記の内容で図示してください。

適用	凡例マーカーの例	部位	作図方法
平面図		柱材等	該当する柱材等を丸で囲う。
		CLT壁等	CLT壁等に着色する。
		構造用合板等	壁の表裏面に描く。
梁伏図 土台伏図 軸組図		梁、土台等	梁や土台等に着色する。
		構造用合板等 CLT床・壁等	面材平面をハッチングで描く。
		構造用合板等	軸組図の場合、壁・水平構面の表裏面に描く。

※ 羽柄材などを利用材積に算入する場合も
スギ製品利用箇所が分かるよう、同様に図示してください。

3-4 提出図面(平面図の場合)

○ スギ製品

スギ製品(構造用合板)

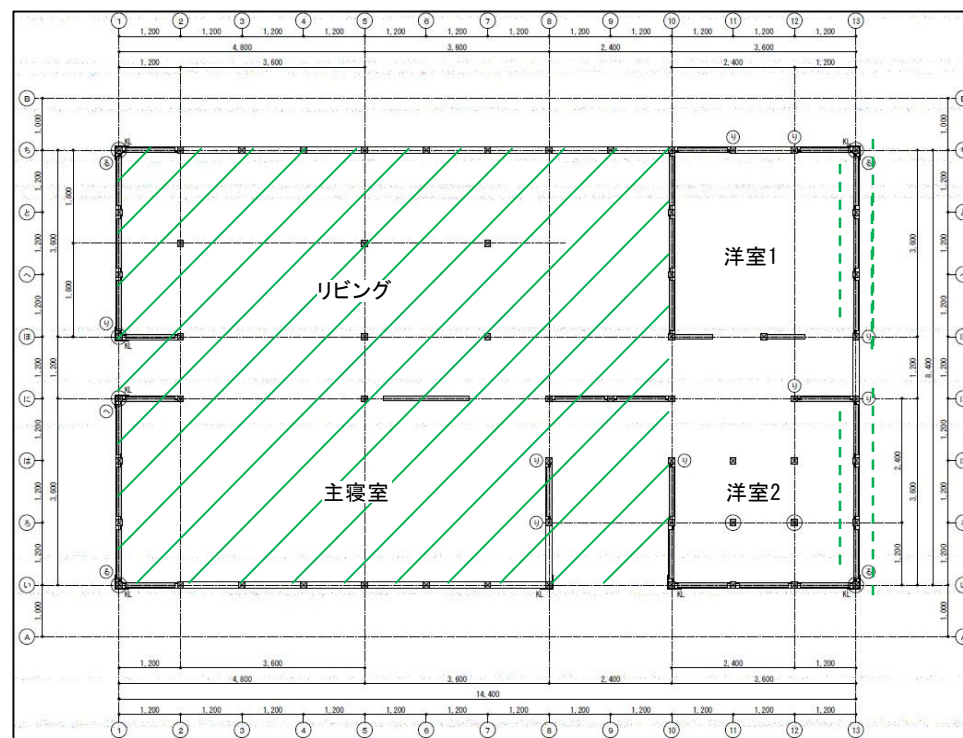
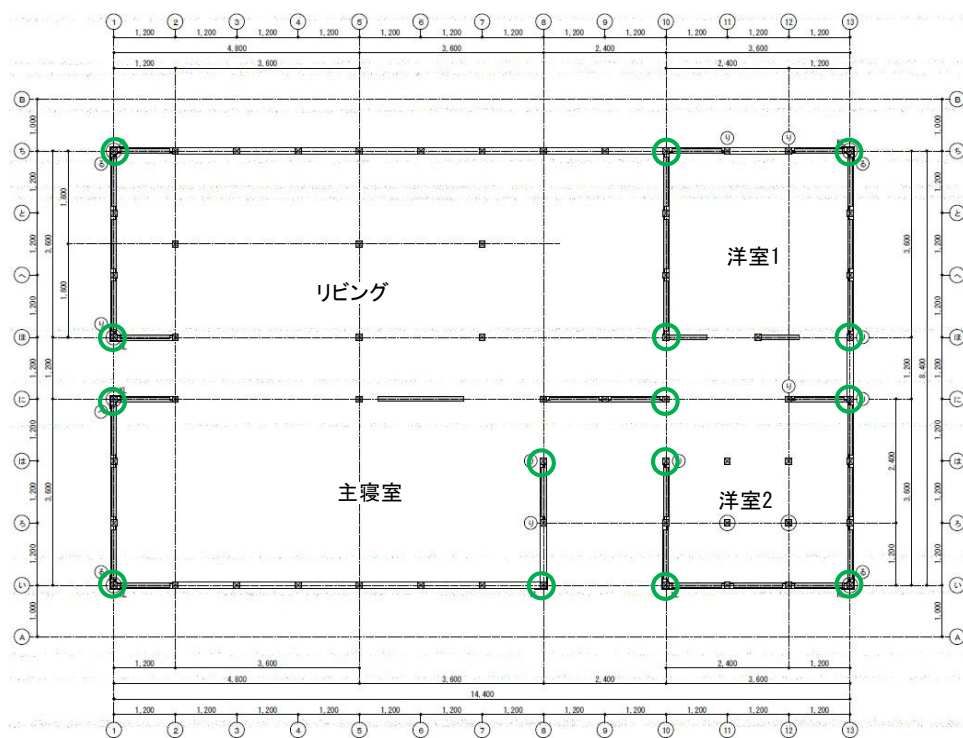


図 軸組工法等の平面図の例

3-4 提出図面(伏せ図の場合)

スギ製品

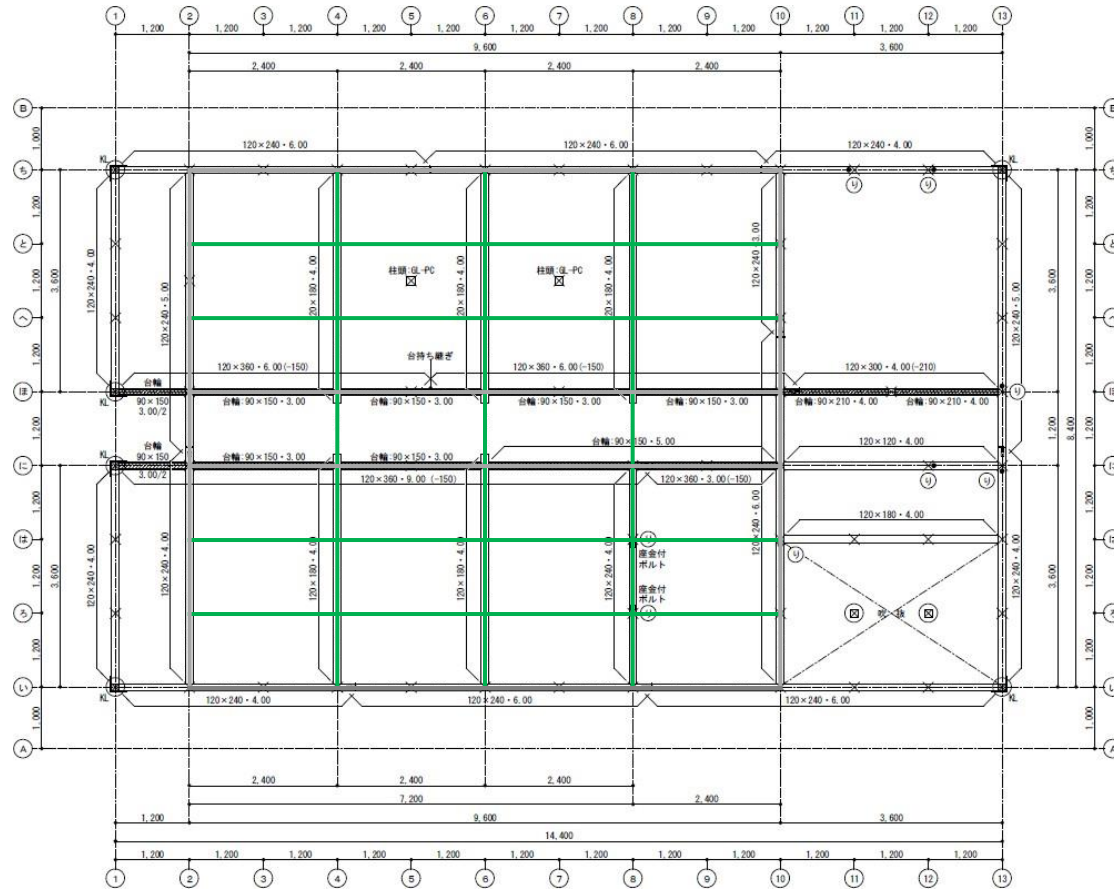


図 軸組工法等の梁伏図の例

3-5 登録申請採択後の留意点(荷受け写真及び施工写真の撮影)

■写真撮影(スギ製品)

※黒板を入れて必ず撮影してください

① 荷受け写真

材料を現場に荷受けした際の写真

- ・柱 (管柱、通し柱等の垂直方向に設置する構造材、縦枿)
- ・土台等(土台、大引、母屋及び棟木をいう)
- ・横架材(梁、桁、床梁、胴差、小屋梁等、床根太、頭つなぎ及び上下枿を含める、水平に積み上げる製材等を含める)
- ・羽柄材(間柱、筋かい、根太、胴縁、垂木、貫等)
- ・面材(床、壁、屋根等に用いる板状の部材)

注)青字は枿組壁工法、茶字は丸太組工法)

② 施工写真(内観写真・外観写真)

助成対象木材の写真撮影

- ・スギ製品の部材ごと(柱、土台等、横架材、羽柄材、面材)に撮影する。

留意点

写真により確認できない部材は助成対象スギ製品の利用材積に算入できない場合があります。

工事名は、登録・交付申請書の物件の名称としてください。



写真 荷受け写真の例



写真 施工写真の例

3-5 登録申請採択後の留意点(施工写真の撮影)

②-A 内観写真

- ・いずれかの階における、内部からの施工写真



写真 内観写真の例

②-B 外観写真

- ・建物外部からの施工写真



写真 外観写真の例

3-5 登録申請採択後の留意点(施工写真の撮影)

③ 建て方完了写真

- ・建物全体の建て方完了写真



写真 建て方完了時の写真の例

※ 他の助成対象スギ製品(羽柄材等)が、ある場合

- ・建物全体の建て方後に、施工を行う
助成対象材が、ある場合は、
羽柄材等の施工写真(内観写真、外観写真)
も提出してください。

3-6 スギ製品の調達に係る調整について

◎スギ製品の調達に係る調整については以下の3とおりあり、いずれかを選んで実施する必要があります。

- ① スギ製品の安定需給に関する協定書案《参考様式》
- ② 工事関連注文確約書案《参考様式》
- ③ 契約書の締結

①及び②の説明

1 本事業で報告する木造戸建住宅に使用する木材の調達前に締結する。

2 この条文はあくまで参考例であり、この文面どおり締結する必要はない。

③の説明

1 本事業で報告する木造戸建住宅に使用する木材の調達前に締結する。

2 スギ製品を含む木材の売買契約書であれば、締結内容は、特に問わない。

①スギ製品の安定需給に関する協定書案《参考様式》

※本事業で報告する木造戸建住宅に使用する木材の調達前に締結していただきます。
なお、この条文はあくまで参考例であり、この文面どおり締結する必要はありません。

スギ製品の安定需給に関する協定書案《参考様式》

〇〇ホーム株式会社（以下「甲」という。）と〇〇製材株式会社（以下「乙」という。）は、スギ製品の安定需給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、スギ製品の継続的な安定需給に連携して取り組むものとする。

（甲の責務）

第2条 甲は、第5条の協定期間内において、建築物におけるスギ製品需給計画（附表のとおり、以下「計画」という。）に基づき、乙が供給するスギ製品を木造戸建住宅の建築に利用することを通じて、スギ製品の需要拡大に努めるものとする。

（乙の責務）

第3条 乙は、甲の了解なく甲が利用するスギ製品の取引価格を値上げしないこと。

2 乙は、第5条の協定期間内において、計画に基づきスギ原木の安定調達を図り、スギ製品の安定供給に努めるものとする。

（取引条件）

第4条 甲と乙との間におけるスギ製品の取引価格、製品の仕様、納期等の具体的取引条件は、別途契約により定めるものとする。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日から令和〇年〇月31日までとする。

※一部、実際の内容と異なる場合があります。

3-6 スギ製品の調達に係る調整について

②工事関連注文確約書案《参考様式》

※本事業で報告する木造戸建住宅に使用する木材の調達前に締結していただきます。
 なお、この文面はあくまで参考例であり、このとおり締結する必要はありません。

工事関連注文確約書案《参考様式》

〇〇製材株式会社 様

下記のとおり、工事関連部材を御社に発注することを確約いたします。

記

- 1 期間
 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
(始期は本事業の公表時期より後で、かつ本事業で報告する木造戸建住宅に使用する木材の調達より前で、終期は建て方完了の時期を想定)
- 2 発注予定木材等
 〇〇㎡
- 3 納入予定部材

品名	樹種	等級	寸法	数量	材積	単価
土台	スギ注入	特1等	4.000×120×120	210	12.0960	74,000
土台	スギ注入	特1等	3.000×120×120	140	6.0480	74,000
大引	スギ注入	特1等	4.000×90×90	200	6.4800	60,000
大引	スギ注入	特1等	3.000×90×90	130	3.1590	60,000
桁・梁	HB	集成材	6.000×120×330	10	2.3760	105,000
桁・梁	HB	集成材	5.000×120×330	10	1.9800	95,000
桁・梁	HB	集成材	4.000×120×330	10	1.5840	92,000
桁・梁	HB	集成材	4.000×120×300	20	2.8800	92,000
桁・梁	HB	集成材	4.000×120×270	20	2.5920	102,000
桁・梁	スギ KD	特1等	4.000×120×270	10	1.2960	74,000
桁・梁	スギ KD	特1等	3.000×120×270	10	0.9720	74,000
桁・梁	スギ KD	特1等	5.000×120×240	10	1.4400	111,000
桁・梁	スギ KD	特1等	4.000×120×240	10	1.1520	73,000
桁・梁	スギ KD	特1等	3.000×120×240	30	2.5920	73,000
桁・梁	スギ KD	特1等	3.000×120×210	40	3.0240	73,000
	:		:		:	

- 4 概算金額
 〇〇〇〇円 (税抜き)
- 5 納入形態
 指定材、指定日、指定場所
- 6 支払条件
 納品日の月末締切、翌月支払
- 7 支払方法
 弊社宛請求書受領後、銀行振込
- 8 その他
 等級及び数量の指定は別途行うものとし、各月末に清算する。

令和〇年〇月〇日

発注者 住所
 会社名
 代表者氏名 〇〇 〇〇 印

承諾書

上記の内容及び条件で、部材の発注を引き受けます。

令和〇年〇月〇日

受注者 住所
 会社名
 代表者氏名 〇〇 〇〇 印

※一部、実際の内容と異なる場合があります。

3-7 登録申請採択後の留意点(現地確認)

全木連及び地方木材団体は、公募要領第10に基づき、
一部の花粉症対策木材利用促進事業において、
現地で建て方完了後に申請があったスギ製品の利用状況を確認させていただきます。

現地確認の対象事業者には、
事務局又は地方木材団体から連絡させていただきます。

現地確認の対象となった際は、
確認可能な日の連絡、現場の調整等など、ご協力をお願いします。

3-8 交付申請上の注意点

■ 交付申請時の提出物(郵送提出先、メール提出先及び締切等はP.6参照)

- ① 花粉症対策木材利用促進事業交付申請書(様式第5号)
- ② 利用事業の実施報告(様式5号(別紙1))
 - ・住宅No1 ~ No5(申請住宅分のみ)
- ③ スギ製品の利用に関する報告(Web申請)(様式5号(別紙2)) : Web申請のみ
- ④ 利用事業でスギ製品の利用したことがわかる資料
 - ・助成対象建築物の納品書(P.40、P.41に解説あり)
 - ・助成対象建築物の図面(スギ製品の有無がわかるもの)
 - 注 提出書類は、P.29~P.31を参照願います
- ⑤ 交付申請書で報告する木造戸建住宅に係る許容応力度計算の計算結果等
構造安全性の検証書類 ①~⑥の対象となるいずれかの資料
 - 注 提出書類は、P.14~P.18を参照願います
- ⑥ 工事記録写真
 - 注 工事記録写真については、P.32~P.34を参照願います
- ⑦ スギ製品の調達に係る取決めをした、いずれかの書類
 - ・スギ製品の安定需給に関する協定等
 - ・工事関連注文確約書等
 - ・契約書等
 - 注 提出書類は、P.35、P.36を参照願います

⑧ 上記の取決めをした日以降に、利用事業者がスギ製品の発注を行ったことがわかる書類

・助成対象建築物の発注書(明細書含む)、材料指示書等

⑨ 建築確認申請書一式(第一面～第六面・図面) 及び確認済証の写し(共に受付印が確認できるもの)

ただし、対象建築物の工事に当たって建築確認申請を要さない場合は、建築工事届(受付印が確認できるもの)、対象建築物の図面

⑩ 交付申請で報告する木造戸建住宅におけるスギ製品の利用について、建築主に説明したことがわかる資料等

・説明に使用した資料
・建築主の確認書等

⑪ (該当する場合のみ)施工時の工夫を行った場合は、それが分かる資料

⑫ 助成金振込銀行口座情報

⑬ 花粉症対策木材利用促進事業スギ製品継続利用計画に係る実施状況報告書(様式第9号)

注 提出書類は、P.50～P.52を参照願います

木拾い表 (入力例)

※前頁の納品書を入力願います。

・住宅No.1~No.5(申請住戸分)
木拾い表《所定エクセルシート》
にご入力の上、ご提出ください。

※公募要領第5の(2)の②
【1年以内に新築した木造戸建て住宅標準例から 10ポイント以上増加】
を選択される場合は更に追加入力しご提出ください。

入力例

(自動計算)	
集計	算入分材積 (m ³)
柱	3.1420
土台等	1.4001
横架材	0.3662
羽柄材	0.0000
面材	1.6912
合計	6.5995

利用事業No.	
申請会社名	
住宅名	

入力してください。

木拾い表

※ に入力ください。

納品書合計 (m ³)	9.3671
算入分合計 (m ³)	6.5995

【A表】

木材部位分類(いずれかの番号を入力)

●利用事業でスギを材積算入するもの

在来軸組工法の場合

- ⇒ 柱(管柱、通し柱など 垂直構造材)
- ⇒ 土台等(土台、大引、母屋、棟木)
- ⇒ 横架材(梁、桁、床梁、胴差、小屋梁など 水平構造材)
- ⇒ 羽柄材(間柱、筋かい、根太、胴縁、垂木、貫など)
- ⇒ 面材(板状の部材)

枠組壁工法の場合

- ⇒ タテ枠など垂直構造材
- ⇒ 土台、大引
- ⇒ 床根太、頭つなぎ、上下枠、屋根タルキなど 水平構造材
- ⇒ 造作下地材
- ⇒ 面材(板状の部材)

●利用事業で材積算入しないもの

- ⇒ 対象外

番号 納品書 (ページ)	部位	木材部位分類 いずれかの 番号 左側【A表】	樹種	"スギ材"の材積 いずれかの 数値 左側【B表】		幅 (mm)	厚み (mm)	数量 (枚)	材積 納品書数値を入力 (m ³)	材積 利用事業算入分 (自動計算) 小数点以下 第5位切り捨て (m ³)
				長さ (mm)	幅 (mm)					
1	納品書1	土台	6 ヒノキ	0	4,000	105	105	29	1.2789	0.0000
2	納品書1	大引	6 ヒノキ	0	4,000	105	105	18	0.7938	0.0000
3	納品書1	梁・桁	3 スギ	1	3,000	105	105	1	0.0330	0.0330
4	納品書1	梁・桁	3 スギ	1	3,000	105	330	1	0.1039	0.1039
5	納品書1	梁・桁	3 ハイブリッドビーム (スギ・ベイマツ)	0.6	4,000	105	360	1	0.1512	0.0907
6	納品書1	梁・桁	3 スギ	1	4,000	105	330	1	0.1386	0.1386
7	納品書1	梁	6 米松	0	4,000	105	300	3	0.3780	0.0000
8	納品書1	母屋	2 スギ	1	4,000	105	105	29	1.1025	1.1025
9	納品書1	棟木	2 スギ	1	3,000	105	105	9	0.2976	0.2976
10	納品書1	通し柱	1 スギ	1	6,000	105	105	4	0.2646	0.2646
11	納品書1	管柱	1 スギ	1	3,000	105	105	86	2.8444	2.8444
12	納品書1	管柱	1 スギ	1	3,000	105	105	1	0.0330	0.0330
13	納品書1	床構造用合板	5 スギ	1	24	1,820	910	39	1.5502	1.5502
14	納品書1	床構造用合板	5 スギ・ヒノキ	0.2	24	1,820	910	5	0.1987	0.0397
15	納品書1	床構造用合板	5 スギ・ヒノキ	0.51	24	1,820	910	5	0.1987	0.1013
16										
17										
18										
19										

納品書のページごとに
番号をつけていただき、
その番号を入力
してください。

・スギではない
・スギ製品の中で建て方が完了しない
以上の場合は 対象外 "6" を入力

それ以外は スギ製品利用部位を
左【A表】を参考にし、番号("1"~"5")
を入力ください。

納品書の内容を
入力してください。

左【B表】の数値を参考にしてください。
・"スギが含まれていない" ならば "0"
・"スギ100%" ならば "1"
・"スギ混合割合が分かる" ならば その数値

※一部、実際の内容と異なる場合があります。

3-9 交付申請手続きの流れ 1 | 交付申請書のファイルは何を使う。

- ① 公式サイトへアクセスし、「花粉症対策木材利用促進事業」を選択する。

公式サイトURL：<https://sugi-kafun.jp/index.php>



3-9 同手続きの流れ2 | 交付申請書のファイルは何を使う。

②「花粉症対策木材利用促進事業」のページから、公募要領等を確認した後、申請書類の交付申請の欄にあるとおり、**公募要領第8の3で、登録申請の承認を通知するメールに添付したExcelファイルを必ず使用願います。**

花粉症対策木材利用促進支援事業

HOME お知らせ 花粉症対策木材利用促進支援事業 各種報告書

花粉症対策木材利用促進支援事業

当該HPに記載している事項のほか、公募要領、説明資料、Q & Aをよく読んで理解した上で、申請願います。

公募要領及び説明資料

公募要領PDF 説明資料PDF

Q & A

申請書類

申請の 種類	様式No.	書 類 名 等	ダウンロ ード	提出先			説 明	
				金木連	地域木材 団体	Web上 入力フ ォーム		
様式第5 号	21-01_【様式】花粉症対策木材利用 促進事業助成金交付申請書					ファイル きメール	同上	※1 ※1 公募要領第8の3で、登録申請の承認 を通知するメールに添付したExcelファイル を必ず使用願います。 1 ファイルを印刷して、郵送願います。 2 併せて、Excelファイルのままメールも提 出願います。
様式第5 号 (別紙1)	21-02_【様式】利用事業の実施報告					ファイル きメール	同上	

事務局から申請者宛て、
公募要領第8の3によ
り、登録申請の承認を
通知するメールに添付
したExcelファイルを
必ず使用願います。

※一部、実際の画面内容と異なる場合があります。

3-9 同手続きの流れ3 | 交付申請書に入力する。

③公募要領等を確認の上、入力します。

様式第5号

令和 年 月 日

年月日を入力します。

花粉症対策木材利用促進事業助成金交付申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 様

※記載時の留意点
薄橙色のセルを記入ください。
青色のセルは自動計算になります。

会社名	
住所	
代表者名	
利用事業No.	

利用事業No.を入力します。

花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領の第11に基づき、花粉症対策木材利用促進事業助成金の交付を申請します。

1 提出者の概要

法人番号			
郵便番号	〒	-	
住所			
担当者の所属・氏名			
担当者連絡先			
電話番号		メールアドレス	
会社連絡先 ※担当者が変わってもつながる連絡先。			
電話番号		メールアドレス	

自動表示されている項目に変更があった場合は、事務局に相談願います。
(例) 担当者の交代に伴うメールアドレスの変更

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-9 同手続きの流れ4 | 交付申請書に入力する。

④公募要領等を確認の上、別紙2及び様式第9号を入力します。

2 申請する助成金額

別紙1のとおり、公募要領第5の助成要件を満たし、助成金額の算定対象とする木造戸建住宅（5戸まで）

No.	住宅名	所在地	延床面積 [m2]	申請金額 [円]
1				
2				
3				
4				
5				
計				

3 スギ製品の利用に関する報告

別紙2のとおり

4 スギ製品継続利用計画に係る実施状況の報告

様式第9号により報告

Web申請になります。

入力フォーム（P.53～P.62）に入力し、画面上で送信します。

事務局から申請者宛て、公募要領第8の3により、登録申請の承認を通知するメールに添付したExcelファイルを必ず使用願います。

入力後、様式第9号を印刷して、交付申請書の郵送時に同封します。

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-9 同手続きの流れ5 | 利用事業の実施報告を入力する。

⑤公募要領等を確認の上、入力又はプルダウンで選択します。

様式第5号(別紙1)

利用事業の実施報告

住宅 No.1

1 助成金の算定対象とする木造戸建住宅の概要

住宅名		用途	
所在地			
延床面積[m ²]		(うち木造部分)	
階数	地上	階・地下	階
			工法

2 上記住宅の新築に際して実施した利用事業の内容 【公募要領第5の(1)関係】
(以下(1)から(3)は必須、(4)は任意)

利用事業の内容	具体的な取組
(1) スギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性の検証	記載例: スギ製品の利用拡大を図ること又はスギ製品の合理的な寸法の検討等を行うため、スギ製品を柱や横架材に使用した設計において許容応力度計算を実施
(2) スギ製品の調達に係る調整	記載例: 参考様式(調達)に沿って、〇〇〇〇(木材調達先)とスギ製品の中期的な需給に関する取り決めを実施 ※原則、参考様式の取り決めや契約書の締結を実施したことをもって、スギ製品の調達に係る調整を行ったと認めます。
(3) (1)若しくは(2)又はその両方、及びスギ製品を利用する意義についての建築主への説明	記載例: 添付資料〇〇を使って施主に対してスギ製品を利用することを説明
(4) スギ製品の利用に伴う施工時の工夫	記載例: スギ100%合板を使用するにあたって、ビスの打ち方を変更。具体的には……

戸数に応じて、住宅No.1から住宅No.5まで入力します。
例えば、申請戸数が3戸であれば、住宅No.1から住宅No.3まで入力します。

住宅名、所在地は自動表示されます。延床面積、木造部分延床面積、階数(地上、地下)を入力します。用途及び工法をプルダウンから選択します。
なお、用途に関しては、建築確認申請が不要な建築工事届による申請の場合は、申請する木造戸建住宅の用途が「一戸建ての住宅」又は「住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの」のいずれかに該当する場合は、該当する用途の用途番号を選択します。

(1)から(4)を入力します。記載例を参考にして、具体的な取組を入力します。
なお、(1)から(3)は必須、(4)は該当あれば入力します。

※2に記載例を入力しています。一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-9 同手続きの流れ6 | 利用事業の実施報告に入力する。

⑥公募要領等を確認の上、入力又はチェックします。

3 利用したスギ製品の材積 【公募要領第5の(2)関係】

① 公募要領第5の(2)の①に該当する場合

判定

上記1の住宅において利用したスギ製品の材積[m3]						比較する材積[m3]
柱	土台等	横架材	羽柄材	面材	計	

判定①、②のどちらか一方が“○”であれば対象となります。

公募要領第5の(2)の①に該当する場合は、利用事業を実施する木造戸建住宅戸数の柱、土台等、横架材、羽柄材、面材ごとに、スギ製品の材積を入力します。

※エクセル

【様式第5別紙1付・木拾い表】
(住宅No.1~5)
のデータが自動入力されます。

② 公募要領第5の(2)の②に該当する場合

判定

建築物	総木材利用量 [m] (小数点以下 第4位まで)	スギ製品利用量 [m] (小数点以下 第4位まで)	スギ製品 利用割合[%]
登録申請日から遡って1年以内に建築した木造戸建住宅の標準的な例			
利用事業を実施する建築した木造戸建住宅			

※総木材利用量及びスギ製品利用量の根拠となる資料を添付すること。

公募要領第5の(2)の②を選択する場合のみ入力してください。

①「登録申請日から遡って1年以内に建築した木造戸建住宅の標準的な例」、②「利用事業を実施する建築した木造戸建住宅」について、それぞれ総木材利用量、スギ製品利用量を入力します。

※エクセル

【様式第5別紙1付・木拾い表】
に追加入力の上、
こちらもご入力ください。

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-9 同手続きの流れ7 | 利用事業の実施報告に入力する。

⑦公募要領等を確認の上、入力します。

<input type="checkbox"/>	(1) 利用事業でスギ製品を利用したこと及び利用したスギ製品の材積がわかる資料（納品書又は出荷証明書の内訳明細及び交付申請書で報告する木造戸建住宅の図面等）
<input type="checkbox"/>	(2) 交付申請書で報告する木造戸建住宅についてスギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性を検証したことがわかる資料（許容応力度計算の計算結果等）
<input type="checkbox"/>	(3) 工事記録写真（交付申請書で報告する木造戸建住宅においてスギ製品を使用したことがわかる荷受け写真及びスギ製品の施工状態がわかる写真）
<input type="checkbox"/>	(4) スギ製品の調達に係る取決めをした書類
<input type="checkbox"/>	(5) (4) の取決めをした日以降に、利用事業者がスギ製品の発注を行ったことがわかる書類（発注書（明細書含む。）、材料指示書等）
<input type="checkbox"/>	(6) 交付申請書で報告する木造戸建住宅に係る建築確認申請書及び建築確認済証の写し又は報告する木造戸建住宅の工事に当たって建築確認申請を要さない場合は建築工事届の写し
<input type="checkbox"/>	(7) 交付申請書で報告する木造戸建住宅におけるスギ製品の利用について建築主に説明したことがわかる資料（説明に使用した資料、建築主の確認書等）
<input type="checkbox"/>	【該当する場合】 (8) スギ製品の利用に伴う施工時の工夫を行った場合は、それがわかる資料
<input type="checkbox"/>	【該当する場合】 (9) 上記3の②に該当する場合、登録申請書の4で報告した住宅において利用したスギ製品の材積を確認できる資料（登録申請時に提出済の場合は再度提出不要）

(1) から (7) の各項目を確認して、交付申請書外と併せて提出する用意ができていればチェックします。
一つでもチェックがつかない項目があれば、交付申請できません。

(8) 及び (9) の項目については、交付申請書外と併せて提出する用意ができていればチェックします。

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-9 同手続きの流れ8 | 交付請求書を入力する。

⑧公募要領等を確認の上、入力します。

年月日を入力します。

様式第8号

令和 年 月 日

花粉症対策木材利用促進事業助成金交付請求書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 様

会社名 _____
住所 _____
代表者名 _____

花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領第13に基づき、下記利用事業の助成金を請求します。

利用事業No.、交付決定通知日、請求金額を入力します。

利用事業No.	
交付決定通知日	
請求金額 [円]	

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-9 同手続きの流れ9 | 実施状況報告書を入力する。

⑨公募要領等を確認の上、表示内容を確認します。

様式第9号

令和 年 月 日

花粉症対策木材利用促進事業 スギ製品継続利用計画に係る実施状況報告書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 様

※記載時の留意点
薄橙色のセルを記入ください。
青色のセルは自動計算になります。

会社名	<input type="text"/>
住所	<input type="text"/>
代表者名	<input type="text"/>
利用事業No.	<input type="text"/>

花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領の第14に基づき、令和6年度に提出したスギ製品継続利用計画に係る令和 年の実施状況を報告します。

1 提出者の概要

法人番号	<input type="text"/>		
郵便番号	〒	<input type="text"/>	
住所	<input type="text"/>		
担当者の所属・氏名	<input type="text"/>		
担当者連絡先	<input type="text"/>		
電話番号	<input type="text"/>	メールアドレス	<input type="text"/>
会社連絡先 ※担当者が代わってもつながる連絡先。	<input type="text"/>		
電話番号	<input type="text"/>	メールアドレス	<input type="text"/>

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

登録申請書において記載したスギ製品継続利用計画の実施状況について、利用事業が完了した年度から起算して3年間、以下の期日までに報告してください。

- ①1年目: 交付申請書の提出期日まで
- ②2年目: 令和8年3月10日まで
- ③3年目: 令和9年3月10日まで

年月日を入力します。

自動表示されている項目に変更があった場合は、事務局に相談願います。
(例) 代表取締役社長の交代

利用事業No.を入力します。

該当する年(6、7、8のいずれか)を入力します。

自動表示されている項目に変更があった場合は、事務局に相談願います。
(例) 担当者の交代に伴うメールアドレスの変更

3-9 同手続きの流れ10 | 実施状況報告書に入力する。

⑩公募要領等を確認の上、入力又はプルダウンで選択します。

2 スギ製品継続利用計画に係る実施状況 (※1)

利用事業の登録申請書において記載したスギ製品継続利用計画に係る実施状況

スギ製品を利用した新築の木造戸建住宅				
年	令和6(2024)年	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和9(2027)年
見通し[戸数]				
実績[戸数]				

スギ製品の利用有無・割合 (※2)		対象部材 (※3)				
		柱	土台等	横架材	羽柄材	面材
令和6 (2024)年	計画	利用有無 (うちJAS構造材)				
	実績	利用有無 (うちJAS構造材)				
		利用割合				
令和7 (2025)年	計画	利用有無 (うちJAS構造材)				
	実績	利用有無 (うちJAS構造材)				
		利用割合				
令和8 (2026)年	計画	利用有無 (うちJAS構造材)				
	実績	利用有無 (うちJAS構造材)				
		利用割合				

提出にあたり、
 ①1年目は令和6年(暦年)、
 ②2年目は令和7年(暦年)、
 ③3年目は令和8年(暦年)
 の実績を入力します。

令和6年、令和7年、令和8年の実績を入力する
 にあたり、表の下に記載している※1から※3を
 十分に確認願います。

交付申請時に、令和6年(暦年)の実績
 を部材ごとに入力します。

JAS構造材とは、日本農林規格等
 に関する法律(昭和25年法律第175
 号)に基づき制定された日本農林規格
 (以下「JAS」という。)の「製材
 (JAS 1083)」のうち機械等級区
 分構造用製材及び目視等級区分構造用
 製材、「枠組壁工法構造用製材及び枠
 組壁工法構造用たて継ぎ材(JAS
 0600)」、「直交集成板(JAS
 3079)」、「集成材(JAS
 1152)」のうち構造用集成材、「単
 板積層材(JAS 0701)」のうち構
 造用単板積層材、「合板(JAS
 0233)」のうち構造用合板及び「構
 造用パネル(JAS 0360)」として
 格付が行われた木材製品及び「保存処
 理材」をいいます。

※一部、実際の様式内容と異なる場合
 があります。

令和8年3月10日までに、令和7年
 (暦年)の実績を部材ごとに入力しま
 す。

令和9年3月10日までに、
 令和8年(暦年)の実績を
 部材ごとに入力します。

3-9 同手続きの流れ11 | 実施状況報告書に入力する。

⑪公募要領等を確認の上、該当あれば入力します。

3 スギ製品続利用計画の遵守状況

計画対象期間	遵守の有無	遵守していない場合、その特段の理由
令和6 <input checked="" type="checkbox"/> 024)年		
令和7 <input checked="" type="checkbox"/> 025)年		
令和8 <input checked="" type="checkbox"/> 026)年		

「遵守していない場合」は、その理由を簡潔に記入します。

※一部、実際の様式内容と異なる場合があります。

3-9 Web申請手続きの流れ1 | 様式第5号（別紙2）スギ製品の利用に関する報告（Web申請）に入力する。

① 利用環境の準備

Web申請の入力フォームを利用するための推奨環境は下記の通りです。

OS	Windows 10以降
メモリー	2Gバイト以上
空きディスク容量	1Gバイト以上
WEBブラウザ	・ Windows版 Google Chrome ・ Windows版 Microsoft Edge ※ JavaScriptを必ず有効にしてください。
画面解像度	1024×768ピクセル以上

《Google Chromeダウンロードサイト》

https://www.google.com/intl/ja_jp/chrome/

《Microsoft Edgeダウンロードサイト》

<https://www.microsoft.com/ja-jp/edge>

3-9 Web申請手続きの流れ2 | 様式第5号（別紙2）スギ製品の利用に関する報告（Web申請）に入力する。

② 利用環境の準備

1. 花粉症対策木材利用促進事業HP (<https://sugi-kafun.jp/jigyuu/index.php>)において、

入力はこちらから ボタンをクリックします。

花粉症対策木材利用促進支援事業

HOME	お知らせ	花粉症対策木材利用促進支援事業	各種報告書
🏠 > 花粉症対策木材利用促進支援事業			

花粉症対策木材利用促進支援事業

当該HPに記載している事項のほか、公募要領、説明資料、Q & Aをよく読んで理解した上で、申請願います。

公募要領、説明資料及びQ & A

様式第5号	21-01_【様式】花粉症対策木材利用促進事業助成金交付申請書	※1	ファイルをメール	同上	※1 公募要領第8の3で、登録申請の承認を通知するメールに添付したExcelファイルを必ず使用願います。 1 ファイルを印刷して、郵送願います。 2 併せて、Excelファイルのままメールも提出願います。
様式第5号 (別紙1)	21-02_【様式】利用事業の実施報告		ファイルをメール	同上	
様式第5号 (別紙2)	21-03_スギ製品の利用に関する報告 (Web申請)	-		入力フォーム 入力	入力はこちらから

※ 一部、実際の表示内容と異なる場合があります。
次のページに続きます。

3-9 Web申請手続きの流れ3 | 様式第5号（別紙2）スギ製品の利用に関する報告（Web申請）に入力する。

2. 様式第5号別紙2の入力画面にて、必要事項を入力します。

その前に、以下の**赤枠の中をよくお読みください**。

入力内容（特に自由回答）を前もって整理し、入力開始されることをお勧めします。

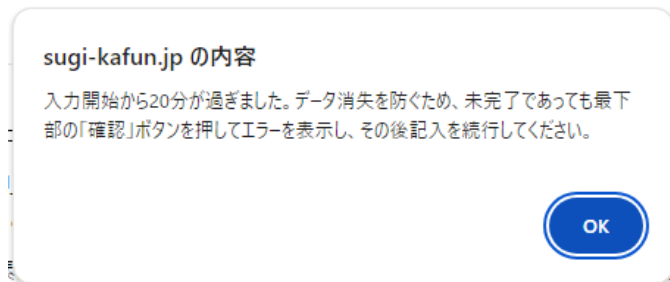
* マークが付いている項目は必ず入力してください。それ以外の項目も極力入力に協力願います。

* マークの入力漏れがあると**入力エラーとなり、次の画面に進むことができません**。

入力中20分経つと、以下の表示が画面上に出ますので、データ消失を防ぐため、

未完了であっても  をクリックの上最下部の  ボタンを押してエラーを表示させ、

その後記入を続行してください。



次のページに続きます。

3-9 Web申請手続きの流れ4 | 様式第5号（別紙2）スギ製品の利用に関する報告（Web申請）に入力する。

様式第5号（別紙2）の入力画面

花粉症対策木材利用促進支援事業

HOME	お知らせ	花粉症対策木材利用促進支援事業	各種報告書
🏠 > 様式第5号（別紙2）			

様式第5号（別紙2）

スギ製品の利用に関する報告

この報告書は、利用事業者の皆様から、住宅の建築に当たってスギ製品を利用する際の課題やその解決に向けた取組について情報収集することを目的としたものです。本事業では、皆様からのご報告を基に、住宅分野におけるスギ製品の利用を促進し、花粉症対策としてスギ材の需要拡大につなげていく考えです。是非、率直なご回答をよろしくお願いいたします。

なお、報告書の内容が十分でない場合には、交付申請に必要な報告書とはみなされず交付申請が受け付けられない場合があります。

以下の設問について、該当する選択肢を選択する、又は記述してください。*は入力必須項目です。

※ 一部、実際の表示内容と異なる場合があります。
次のページに続きます。

3-9 Web申請手続きの流れ5 | 様式第5号（別紙2）スギ製品の利用に関する報告（Web申請）に入力する。

1. 内容のご入力 2. 内容のご確認 3. 内容の送信完了

○会社名 *

○代表者名 *

○メールアドレス *

○利用事業No. *

1. スギ製品を利用する動機について

① 利用事業を実施する以前、住宅の部材別にスギ製品をどのくらい積極的に利用していましたか。 *

1. 積極的に利用していた ⇒②へ

2. 樹種にこだわりはなく、条件が合えば利用していた ⇒③へ

3. 利用を避けていた ⇒③へ

柱	土台等	横架材
1つ選択 ▼	1つ選択 ▼	1つ選択 ▼
羽柄材	面材	内装材
1つ選択 ▼	1つ選択 ▼	1つ選択 ▼

会社名、代表者名、メールアドレス、利用事業No.を入力します。

各部材毎に、該当する回答を選択します。
チェックした項目により、必ず以下の質問に移行します。
1.を選択した場合⇒②
2.又は3.を選択した場合⇒③

※ 一部、実際の表示内容と異なる場合があります。
次のページに続きます。

3-9 Web申請手続きの流れ6 | 様式第5号（別紙2）スギ製品の利用に関する報告（Web申請）に入力する。

2. スギ製品の利用を図るための取組について

(1) 設計関係

⑥ 利用事業では、スギ製品を構造材として利用した設計に係る構造安全性の検証を求めていましたが、どの方法で検証を行いましたか。*

- 1.構造計算（許容応力度計算） ⇒⑦へ
- 2.構造計算（許容応力度計算）以外 ⇒⑨へ

⑦ 上記⑥で「1」を選択した場合、利用事業を実施する以前にもこれを実施していましたか。

- 1.実施していた ⇒⑧へ
- 2.場合によって実施していた ⇒⑧へ
- 3.実施していなかった ⇒⑨へ

⑩ 今後、スギ製品を利用して建築する住宅について、構造計算（許容応力度計算）を実施したいと思いますか。*

- 1.どちらかといえば実施したい ⇒⑫へ
- 2.どちらかといえば実施したくない ⇒⑬へ

チェックした項目により、必ず以下の質問に移行します。

- 1.を選択した場合⇒⑦
- 2.を選択した場合⇒⑨

チェックした項目により、必ず以下の質問に移行します。

- 1.又は2.を選択した場合⇒⑧
- 3.を選択した場合⇒⑨

チェックした項目により、必ず以下の質問に移行します。

- 1.を選択した場合⇒⑫
- 2.を選択した場合⇒⑬

※一部、実際の表示内容と異なる場合があります。
次のページに続きます。

3-9 Web申請手続きの流れ7 | 様式第5号（別紙2）スギ製品の利用に関する報告（Web申請）に入力する。

⑱ 利用事業の実施に当たって、スギ製品の調達先の変更や新規開拓を行いましたか。*

- 1.変更・新規開拓した →⑲へ
- 2.変更・新規開拓しなかった

チェックした項目により、必ず以下の質問に移行します。
1.を選択した場合⇨⑲

㉑ 今後、スギ製品の調達先との調達に係る取決めを拡大したい（新たな取決めを実施又は既存の取決めの拡充）と思いますか。*

- 1.どちらかといえば拡大したい →㉒へ
- 2.どちらかといえば拡大したくない →㉓へ

チェックした項目により、必ず以下の質問に移行します。
1.を選択した場合⇨㉒
2.を選択した場合⇨㉓

（3）建築主への説明関係

㉔ 利用事業を実施する以前、住宅の部材に使用する木材製品の種類や樹種について、建築主に対してどのくらい積極的に説明していましたか。*

- 1.積極的に説明していた →㉕へ
- 2.場合によって説明していた →㉖へ
- 3.説明を避けていた →㉖へ

チェックした項目により、必ず以下の質問に移行します。
1.を選択した場合⇨㉕
2.及び3.を選択した場合⇨㉖

※一部、実際の表示内容と異なる場合があります。
次のページに続きます。

3-9 Web申請手続きの流れ8 | 様式第5号（別紙2）スギ製品の利用に関する報告（Web申請）に入力する。

㉔ 今後、建築主に対してスギ製品の利用について積極的に説明したいと思いますか。*

- 1.どちらかといえば説明したい ⇒㉓へ
- 2.どちらかといえば説明したくない ⇒㉒へ

チェックした項目により、必ず以下の質問に移行します。
1.を選択した場合⇒㉓
2.を選択した場合⇒㉒

(4) 施工関係

㉕ スギ製品を利用する際、施工上で特に困ることはありますか。*

- 1.困ることがある ⇒㉔へ
- 2.特に困ることはない

チェックした項目により、必ず以下の質問に移行します。
1.を選択した場合⇒㉔

記入項目は以上です。報告書の作成お疲れさまでした。
下記の記入完了にチェックを入れて「確認」ボタンを押してください。
確認画面に進みます。

記入完了

- 必要項目への記入を全て完了しました
- ※20分経過時の処理続行（記入未完了）の場合は、チェックを入れずに「確認」を押してください。

入力が全て終わりましたら、
必要項目への記入を全て完了しましたの
口にチェックを入れて **確認** ボタンを
押してください。

確認

※一部、実際の表示内容と異なる場合があります。
次のページに続きます。

3-9 Web申請手続きの流れ9 | 様式第5号（別紙2）スギ製品の利用に関する報告（Web申請）に入力する。

1. 内容のご入力 2. 内容のご確認 3. 内容の送信完了

入力エラー

メールアドレスは正しい形式ではありません。入力に間違いがないか確認してください。

※20分経過警告による送信確認されたのであれば、引き続き入力処理を続行し、記入を完了させてください。

確認 ボタンを押した結果、上の入力エラー画面になった場合は、入力未済箇所を入力後、再度、
□必要項目への記入を全て完了しましたの□にチェックを入れて **確認** ボタンを押します。

様式第5号（別紙2）
まだ送信は完了していません。
以下の内容で送信します。内容を確認して最下部の[送信する]をクリックしてください。

1. 内容のご入力 2. 内容のご確認 3. 内容の送信完了

○会社名
赤坂工務店㈱

○代表者名
赤坂太郎

○メールアドレス
aa@yahoo.co.jp

○利用事業№
K6**-0**

1. スギ製品を利用する動機について

① 利用事業を実施する以前、住宅の部材別にスギ製品をどのくらい積極的に利用していましたか。 *

柱	土台等	欄干材
1.積極的に利用していた	1.積極的に利用していた	1.積極的に利用していた

※報告を印刷する場合は、表示された内容を確認した後に、パソコン画面右上の
⋮ をクリックして、印刷してください。
様式第5号（別紙2）の印刷物の、事務局への提出は不要です。

表示された内容を確認して、問題なければ、次頁の送信する ボタンをクリックします。
問題ある場合は、前の画面に戻る ボタンをクリックして該当箇所を修正し、再度次頁の送信する ボタンをクリックします。

※画面にはテストデータを入れています一部、実際の表示内容と異なる場合があります。
次のページに続きます。

3-9 Web申請手続きの流れ10 | 様式第5号（別紙2）スギ製品の利用に関する報告（Web申請）に入力する。

記入完了
必要項目への記入を全て完了しました

送信する

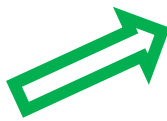
様式第5号（別紙2）

1. 内容のご入力 2. 内容のご確認 3. 内容の送信完了

送信を受け付けました。

問題なく入力・送信が完了すれば、「送信を受け付けました。」の画面が表示されます。

※ 一部、実際の表示内容と異なる場合があります。



受付完了のお知らせメール（サンプル）

**様式第5号（別紙2）の入力・送信が完了しました。
ありがとうございました。**
受信した旨のメールを配信しますので、メールが届いている
ことをご確認ください。
登録完了から30分以上経っても自動返信メールが届かない場
合は、**最終ページのお問合せ先までご連絡ください。**
なお、入力データ消失を防ぐため、返信メールを確認した後
に、ブラウザを閉じることをお勧めします。

本メールは
「花粉症対策木材利用促進事業」様式第5号（別紙2）報告の入力が完了した時点で送信される自動配信メールです。
このメールアドレスは送信専用となっており、返信を受付けることはできません。

XXXXX
XXXXX 様

本メールをもちまして、「花粉症対策木材利用促進事業」交付申請のうち、
「様式第5号（別紙2）様式7 スギ製品の利用に関する報告（Web申請）」の
受付が完了したことをお知らせいたします。
当該受付の対象となる利用者番号は以下の通りです。
利用者番号：xxxxx

※このメールにお心当たりが無い場合は、下記までご連絡ください。

<お問合せ>
事務局 全国木材組合連合会内 花粉症対策木材利用促進事業事務局
〒107-0052 東京都港区赤坂2-12-13 UHA味覚糖赤坂ビル 3F
TEL：03-6550-8540（平日10：00～17：30）
FAX：03-6550-8541
Mail：info@sugi-kafun.jp

第4章 その他

4-1 事務局からの通知

■ 様式第3号 花粉症対策木材利用促進事業登録申請受付書

様式第3号

令和 年 月 日

花粉症対策木材利用促進事業登録申請受付書

会社名
代表者名 様

地域木材団体名
代表者名

御社より提出のあった花粉症対策木材利用促進事業登録申請書については、受付がなされたことを通知します。

なお、登録の可否については後日改めて通知します。

利用事業 No.

登録申請を受け付けたことを、
地域木材団体からメールで通知します。

■ 様式第4号 花粉症対策木材利用促進事業登録結果通知書

様式第4号

令和 年 月 日

花粉症対策木材利用促進事業登録結果通知書

会社名
代表者名 様

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則

(※登録の場合)

御社から申請のあった花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領（以下「公募要領」という。）第8の1の登録については、公募要領第8の3に基づき審査した結果、登録することと決定しましたのでその旨を通知いたします。

なお、本登録は、事務を円滑に進めるための事前確認などを行うもので、当該事業に対する助成金を確保したものではありません。

花粉症対策木材利用促進事業は、花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領等に基づき実施願います。

利用事業 No.

(※登録不可の場合)

御社から申請のあった花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領（以下「公募要領」という。）第8の1の登録については、公募要領第8の3に基づき審査した結果、登録しないことと決定しましたので通知いたします。

登録結果を、事務局からメールで通知します。

※一部、実際の通知内容と異なる場合があります。

4-2 交付決定・交付請求

■ 様式第6号

花粉症対策木材利用促進事業助成金採択及び 交付決定通知書

様式第6号

令和 年 月 日

花粉症対策木材利用促進事業助成金採択及び交付決定通知書

会社名
代表者名 様

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則

御社より提出のあった花粉症対策木材利用促進事業助成金交付申請書について、審査の結果、花粉症対策木材利用促進事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認められることから、採択と決定されるとともに、下記金額で交付の決定がなされましたので通知します。

なお、この金額に基づき一般社団法人全国木材組合連合会に様式第8号を送付してください。

利用事業 No.	
助成金交付決定額	

事務局で交付申請確認後、交付決定通知書により助成金額をメールで通知します。

■ 様式第8号

花粉症対策木材利用促進事業助成金交付請求書

※P.49に入力の解説があります。

様式第8号

令和 年 月 日

花粉症対策木材利用促進事業助成金交付請求書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 様

会社名
住所
代表者名

花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領第13に基づき、下記利用事業の助成金を請求します。

利用事業No.	
交付決定通知日	
請求金額	

交付決定通知書に記載された金額を記入して、事務局宛て直接メールしてください。

⇒ info@sugi-kafun.jp

※一部、実際の通知内容と異なる場合があります。

4-3 事務局からのお願い

- 審査が円滑にできるよう、申請に必要な書類は公募要領等で確認し、**全て揃えて提出**してください。
- 審査において提出書類の複写やPDF化をしますので、**ホチキス止め、インデックスの貼布、両面印刷等はしない**でください。
- 提出時の用紙の大きさは**原則A4サイズ**としますが、**図面に限りA3サイズ**により提出してください。

必ず、公募要領、Q&Aをお読みください。
また、申請書・資料作成では、この説明資料
を参考にしてください。

お問合せは以下のアドレス宛てに
メールをお願いします。

花粉症対策木材利用促進事業 事務局

info@sugi-kafun.jp